

## 日本語教師の資格の仕組みイメージ(案)議論のためのたたき台

大学の日本語教師養成課程  
(主専攻・副専攻)

修了  
卒業

民間教育機関等の  
420単位時間  
日本語教師養成  
研修

修了

日本語教師の教育能力等  
を評価する試験

※受験資格:なし

※養成課程や研修の修了前に受検することも可とする  
※大学の養成課程及び420単位時間養成研修の修了者及び修了見込み者は試験の一部を免除することも検討

合格  
・  
登録

合格

学士の学位  
(又は実務経験〇〇時間)

登録

合格

教育実習  
(又は実務経験〇〇時間)

その他の要件  
(又は実務経験〇〇時間)

登録

指定登録機関から資格証明書発行  
(更新期間:〇年)

現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

大学の日本語教師  
養成課程  
修了

- ①大学又は大学院で日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し卒業又は修了
- ②大学又は大学院で日本語教育に関する科目を26単位以上修得し卒業又は修了

A

民間教育機関等  
の420単位時間  
日本語教師養成  
研修修了

※文化庁への届出が  
受理された機関・団体  
によるもの

+

学士の学位

B

日本語教育能力  
検定試験  
合格

※実施団体：  
公益財団法人 日本国際  
教育支援協会

C

左記A～Cと同等以上  
の能力があると  
認められる者

- ①海外の大学又は大学院で日本語教育に関する課程を卒業等した者
- ②告示校の教員として1年以上従事したことがあり、3年を超えて職を離れない者
- ③学士の学位を有し、大学又は大学院で26単位以上の養成コースを履修し、26単位以上習得した者

D

法務省告示の日本語教育機関において教員となることができる